

狩猟税減免措置を受けるために必要な書類について

<許可捕獲者及びその従事者として減免措置を受ける者>

※許可の区域に栃木県内が含まれる場合に限る。

1	許可証又は従事者証の写し 狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受け、当該許可に係る捕獲等をした者又は許可を受けた者の従事者として捕獲等に従事した者であることの確認。 なお、許可の目的は、①鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止、 ②特定計画に基づく数の調整の目的に限る。	1部
2	捕獲等の結果を示す書類 許可証及び従事者証の備考欄に捕獲等に従事した日付等を記載した者については該当部分の写し、又は捕獲カレンダー・捕獲票の写し（従事した日付の記載があるもの）をもって「捕獲等の結果を示す書類」とする。	1部
※	原則として、上記1及び2の書面を提出することとするが、許可証又は従事者証を返納済みの場合等のやむを得ない理由により1、2の書類を提出できない場合は、許可権者（市町長等）が1及び2の内容を証明することも可能とする【参考様式1、2】。	

<対象鳥獣捕獲員として減免措置を受ける者>

1	栃木県内市町長による、対象鳥獣捕獲員であることを証する書類 ※ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「特措法」という。）第9条第2項に規定する鳥獣被害対策実施隊員のうち主として対象鳥獣（特措法第4条に規定する被害防止計画の対象とする鳥獣）の捕獲等に従事することが見込まれる者として栃木県内の市町長に指名され、または任命された者。	1部
---	---	----

<認定鳥獣捕獲等事業者の従事者として減免措置を受ける者>

1	認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し	1部
2	認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する書類【様式3】	1部
3	申請者が所属していた認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業（認定を受けた猟法・対象種等の認定に係る鳥獣捕獲等事業）が実施されたことを証する書類（栃木県内で実施されたものに限る）。 当該事業の委託契約書の写し等。なお、当該事業は申請前1年以内に、栃木県の区域内において実施されたものであって、かつ、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者又は当該許可を受けたとみなされる者が行うものに限る。	1部
4	上記3の事業に従事した際の従事者証の写し 従事者証に記載された内容（有効期間、捕獲の目的・区域等）が、上記3の事業に対応しているものに限る。 ※「認定鳥獣捕獲等事業者」とは、鳥獣保護管理法第18条の5第1号に規定される者であり、また「捕獲従事者」とは、鳥獣保護管理法施行規則第19条の2第2項第6号に規定される者。	1部

<参考様式1>

有害鳥獣等捕獲許可に係る証明願
(許可証の交付を受けた者)

年 月 日

〇〇市町長 様

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

許可証交付申請書の提出日

年 月 日

捕獲等の許可を求めた鳥獣の種類

狩猟者登録のために必要としますので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けた者として、その許可に係る捕獲等をしたことを証明願います。

許可証の番号	
許可証の有効期間	
鳥獣等の種類及び数量	
目 的	
区 域	
方 法	
捕獲等又は採取等の後の処置	
条 件	
捕獲に従事した日付	

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

市町長名 印

<参考様式2>

有害鳥獣等捕獲許可に係る従事証明願
(従事者証の交付を受けた者)

年 月 日

〇〇市町長 様

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

従事者証交付申請書の提出日

年 月 日

捕獲等の許可を求めた鳥獣の種類

狩猟者登録のために必要としますので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けた者として、その許可に係る捕獲等に従事したことを証明願います。

従事者証の番号	
従事者証の有効期間	
許可証の番号	
法人の名称	
鳥獣の種類及び数量	
目 的	
区 域	
方 法	
条 件	
捕獲に従事した日付	

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

市町長名 印

<様式 3 >

鳥獣保護管理法施行規則 様式第 16 の 2 (第 65 条第 2 項第 5 号関係)

第 号

認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書

下記の者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の 6 第 1 項に規定する認定鳥獣捕獲等事業において捕獲等に従事する者であることを証明する。

住所：

氏名：

年 月 日 発行

認定鳥獣捕獲等事業者名
代表者氏名 印

認定をした都道府県知事名
認定証の交付年月日
認定証の番号

(注) この証明書は、本証明書が発行された日から 3 か月以内に限り有効とする。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。